

●地盤保証

THE LAND 5000 + 20

国内保証実績に裏付けされた弊社保証制度の保証書を発行

20年保証

保証限度額
一 事 故 **5,000**万円



THE LAND 2000 + 20

THE LAND 5000・3000と同じ保証内容で、低価格化を実現！
戸建て・分譲住宅特化プランです。

20年保証

保証限度額
一 事 故 **2,000**万円



地盤総合保証『THE LAND 保証書』

住宅、又は店舗併用住宅 (住居面積50%以上)

■株式会社GIRは下記記載の内容に従い、保証を行います。

記

物 件 名：

住 所：

地 盤 調 査 会 社：

補 強 改 良 会 社：

仕 事 発 注 者：

保 証 書 番 号：

保 証 区 分：住宅、又は店舗併用住宅 (住居面積50%以上)

保 証 期 間：対象物件の基礎工事が開始された日にはじまり、
当該建物の引渡日から10年後の応当日の午後4時まで

保 証 限 度 額：円／1事故

仮 住 居 費 用：／1事故 (1ヵ月100万円 かつ最長2ヵ月限度)

事故原因調査費用：／1事故

そ の 他：※地盤の修復費用は、保証限度額と合算して1事故 万円まで
※「仮住居費用」および「事故原因調査費用」は保証限度額の内枠

地盤保証 THE LAND

THE LAND 5000

保証実績に裏付けされた
弊社保証制度の保証書を発行

10年保証

付保証明書付

保証限度額
一 事 故 **5,000**万円

保証建物



▶免責事項はこちら

地盤保証 THE LAND

THE LAND 2000

THE LAND 5000・3000と同じ保証内容で、
低価格化を実現！戸建て・分譲住宅特化プランです。

10年保証

付保証明書付

保証限度額
一 事 故 **2,000**万円

保証建物



※新築店舗(コンビニエンスストア、倉庫、理髪店、etc)

◆保証制度の概要

株式会社GIRによって認定された地盤調査／補強改良会社が、地盤調査または地盤補強、改良工事を実施し、適合基準を満たしていると判断した物件を対象として、地盤の不同沈下にて起因する建物の不具合によって発生した損害を保証内容に基づき、株式会社GIRが保証いたします。

◆保証対象建物

保証対象建物は住宅、又は店舗併用住宅 (住居面積50%以上) いたします。

◆保証の無効

この地盤総合保証契約は、建設会社と地盤調査会社・補強改良会社の請負契約の成立を前提としています。保証書発行の後においても、建設会社と、地盤調査会社・補強改良会社の両会社と請負契約が成立しない場合は、この地盤総合保証契約は無効となります。地盤調査会社・補強改良会社への調査工事代金の未払い等がこれにあたります。しかしながら、請負契約が成立した後に、仕事発注者の倒産等の法的整理があった場合であっても、当該住宅が建築、完工された場合、この地盤総合保証は株式会社GIRによって保証されます。

◆保証の範囲

- (1) 地盤の修復費用とは下記の内容とします。
 - ・不同沈下にて起因した住宅建物部分の損壊を原状回復させるために必要な工事費用。
 - ・不同沈下を起こした住宅建物部分の地盤を原状回復させるために必要な工事費用。
- (2) 地盤の修復費用は保証限度額の内枠として1事故5,000万円までとします。
- (3) 仮住居費用とは補修工事の期間中に建物所有者が仮住居を余儀なくされた場合にかかる諸費用とします。
- (4) 仮住居費用は1事故につき限度額200万円までとします。但し1ヵ月間の限度額は100万円までとし、最長連続して2ヵ月を限度とします。
- (5) 事故原因調査費用とは不同沈下事故が起こった場合の原因を調査するための費用とします。
- (6) 事故原因調査費用は1事故につき限度額100万円までとします。但し建物が5／1,000以上傾斜していることが判明した場合のみ適用します。
- (7) 仮住居費用、及び事故原因調査費用は保証限度額の内枠とします。

◆免責事項

- (1) 台風、暴風雨、豪雨、落雷等の天災、火災、爆発、暴動等の不可抗力に起因する損害
- (2) 近隣の土木工事、道路工事または車両の運行等の第三者の人為的な作用により、調査地の基礎地盤に予測し得ない外力が作用したことによる損害
- (3) 地滑り、がけ崩れ、断層の活動、地割れ等の地盤もしくは地形の変動またはこれらに類似の予期できない自然環境の変化に起因する損害
- (4) 地耐力調査が行われず、もしくは地耐力調査によって本工法が不適当と判断されたにもかかわらず施工された結果に起因する損害
- (5) 所有者または当該建物の使用者による著しく不適切な維持管理、または通常予想される使用状態と著しく異なる使用および株式会社GIRの承認のない増改築等により建物自体の構造、面積等が変更された事に起因する損害
- (6) ポーチ、テラス、犬走り、カーポート、門、ブロック塀、フェンスなどの外構やエクステリア部分のクラック、沈下、傾斜、転倒などの不具合とそれによる人的被害や損壊
- (7) 自然の消耗・摩擦・かび・さび・変質変色その他類似の事象に起因する損害
- (8) 契約当時実用化されていた技術では、回避することが不可能な現象又はこれが原因で生じた事故に起因する損害
- (9) 3m以上離れている2点を結ぶ直辺の水平面に対する5／1,000未満の傾斜の場合
- (10) 動植物に起因する損害
- (11) 被保証者以外の第三者の支給材料もしくは支給機器類に起因する、または保証の目的物の施工に起因する損害
- (12) 保証申請時の提出書類等に不備、または虚偽の記載があった場合
- (13) 引渡し後の増改築工事、擁壁等を含む外構工作物工事等に起因する損害
- (14) 擁壁及び擁壁下部地盤の損壊に起因する損害
- (15) 地盤調査の際に異物(汚染物質、気体等を含む)の存在が発見できず、後日当該異物が原因で居住不能となったことに起因する損害
- (16) 地下水の増減に起因する損害
- (17) 造成時に法律に違反した工事がなされたことに起因する損害
- (18) 保証の目的物の保証責任期間の始期日より10年を経過した後に発生した損害
- (19) 本保証締結前に実施された仕事に起因する損害

※沈下事故が発生した際には、基礎工事写真を提出していただきます。写真が提出されない場合には、保証金をお支払いできないことがありますので10年間の保管をお願い致します。

※引渡日は保証書記載の建設会社から物件名者に引渡された①引渡書に記載された日、②所有権移転登記もしくは所有権保存登記の完了日、③保証書発行申込書に記載されている引渡日。以上の優先順位とする。但し、分譲住宅の場合は建物完成日より1年以内に引渡された日とし、それ以降の引渡しになる場合は、完成日から1年後を起算日とします。